

【資料2】

意見への対応状況について

番号	ページ	該当部分	意見の内容	意見への回答／修正後
1	39	イ 小学校における交通安全教育	「ホームルーム」ではなく、現場では「学級活動」と呼んでいるため修正可能か。	以下のとおり修正。 小学校では、安全な道路の歩行と横断、自転車の安全利用と点検整備、交通ルールの理解など安全に行動することができる判断力の育成を行うために、警察署と連携し、参加・体験型交通安全教室の充実を図るほか、 学級活動等の時間 において、警察職員が校内放送等を使用し「横断 SAFETY ACTION」など、ワンポイント指導を実施します。
2	40	ウ 中学校における交通安全教育	スケアード・ストレイトは参加・体験型とあってよいのか。	内閣府の交通安全白書、東京都の交通安全計画においても、参加・体験型の交通安全教室の中に、スケアード・ストレイトを含めております。
3	49	イ 多摩川かぜのみちマナーアップキャンペーン	現在の通行区分が、近隣自治体と異なっており、通行方法に関する考え方や今後通行区分について変更の見通しがあるのかどうか、教えてほしい。	他市では通行ルールを定めていないところもありますが、かぜのみちについては、過去に死亡事故が起きたことを踏まえ、道路交通法の適用を受ける道路としたことから、道路交通法に沿った通行ルールとした経緯があります。そのため引き続き通行ルールの周知徹底を努めます。
4	51	2 道路交通環境の整備（全般）	記載されている項目以外にも、重点項目の該当となる部分があるのでは。	次の項目について、以下の重点を追加。 P53 1)道路の整備…「歩行者」「自転車」 P53 2)交差点の改良…「歩行者」 P53 3)第3次交差点すいすいプラン…「歩行者」 P54 2)防護柵の整備…「歩行者」 P54 3)その他の交通安全施設等の整備…「歩行者」 P56 2)生活道路…「子ども」、「歩行者」
5	53	ウ 市道の整備	街路樹が道路にせり出し、交通安全上の懸念もあるため、適正な維持管理といった表現だけではなく、街路樹の剪定に関する内容も含むような記載にできないか。	以下のとおり修正。 市内の交通安全確保・交通の利便性向上・防災機能の強化等を図るため、都市計画道路事業の推進や、状況に応じた既存道路の改良を目指すとともに、 舗装、街路樹等の適正な維持管理に努めます。
6	54	2) 防護柵の整備	防護柵について、設置の方向性があるのかどうか。植え込みとは別に防護柵を設置するのか。	以下のとおり修正。 歩行者の横断歩道以外の場所での車道横断の抑止と、車両の路外等への逸脱防止を図ることにより、歩行者の安全を確保するとともに、乗員の障害や車両の損傷を最小限にとどめるため、 植栽帯を含めた道路の幅員構成などを踏まえ、必要に応じた防護柵の整備に努めます。
7	57	2) 自転車駐車場の整備	もう少し記載を追加した書き方にできないか。	以下のとおり修正。 「自転車の利便性の向上のため、 利用者の増加が見込まれる電動アシスト付自転車など大型車の優先の思いやりスペースを拡充するとともに、施設改修の際には、子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい施設を目指します。 」